

難病指定医の申請手続きのご案内

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」で、県知事の指定を受けた指定医が、医療費助成の申請書に添える「臨床調査個人票(診断書)」を作成できるようになっています。
- 難病指定医の指定を受けるためには、申請の手続きが必要です。

難病指定医の区分と要件

区分	要件	新規申請の際に必要な臨床調査個人票の作成	更新申請の際に必要な臨床調査個人票の作成
難病指定医	以下の(1)、(2)の要件を満たし、かつ(3)又は(4)のどちらかを満たすこと。 (1) 診断又は治療に 5 年以上従事した経験を有すること (2) 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること (3) 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること (4) (3)以外の方は、知事が行う研修(オンライン研修を含む)を修了していること	○	○
協力難病指定医	以下の(1)、(2)、(3)の要件を満たすこと。 (1) 診断又は治療に 5 年以上従事した経験を有すること (2) 診断書(更新用に限る)を作成するのに必要な知識と技能を有すること (3) 知事が行う研修(オンライン研修を含む)を修了していること	×	○

難病指定医の申請にあたっての留意事項

- 申請は、主たる勤務先の医療機関のある自治体へ行ってください。
- **難病指定医の有効期間は5年間です。**
有効期間の終了日をもって指定医の資格が失効し、臨床調査個人票の作成ができなくなりますので、有効期間の終了日前に更新申請のお手続きをお済ませくださいますようお願いいたします。
- 都道府県が行う研修(オンライン研修を含む)について
専門医資格をお持ちでない方は、初めて申請をする時と、5年ごとの更新時に、研修受講が必要となります。(更新時は、指定医の指定を受けた日から5年の間に、研修を受けている必要があります。毎年の研修受講は不要です。)
- 指定を行った後、医師名、勤務先医療機関名、診療科名を石川県のホームページ上で公表いたします。

申請書類の提出先・問合せ先

石川県健康福祉部健康推進課 難病対策グループ

住所:〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 TEL:076-225-1448



区分	必要書類															
新たに申請する場合	①指定医指定申請書兼経歴書 ②医師免許証の写し ③専門医に認定されていることを証する書類の写し ※③がない場合は、都道府県が行う研修(オンライン研修を含む)の課程を修了したことを証する書面の写し															
更新申請する場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>必要な書類</th> <th>専門医資格により 難病指定医の指定 を受けている方</th> <th>研修受講により 難病指定医又は 協力難病指定医の 指定を受けている方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①指定医指定更新申請書</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>②専門医に認定されている ことを証明する書類の写し</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>③研修の課程を修了した ことを証する書面の写し</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④医師免許証の写し</td> <td colspan="2">医籍の登録番号及登録年月日に変更がある場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※次にあてはまる場合は、新規申請の手続きが必要となります。 ○研修受講により指定医の指定を受けている方が、専門医資格要件で難病指定医の指定を受ける場合 ○専門医資格要件で指定医の指定を受けていた方が、専門医資格が失効するため、研修受講により指定医の指定を受ける場合</p>	必要な書類	専門医資格により 難病指定医の指定 を受けている方	研修受講により 難病指定医又は 協力難病指定医の 指定を受けている方	①指定医指定更新申請書	○	○	②専門医に認定されている ことを証明する書類の写し	○	×	③研修の課程を修了した ことを証する書面の写し	×	○	④医師免許証の写し	医籍の登録番号及登録年月日に変更がある場合	
必要な書類	専門医資格により 難病指定医の指定 を受けている方	研修受講により 難病指定医又は 協力難病指定医の 指定を受けている方														
①指定医指定更新申請書	○	○														
②専門医に認定されている ことを証明する書類の写し	○	×														
③研修の課程を修了した ことを証する書面の写し	×	○														
④医師免許証の写し	医籍の登録番号及登録年月日に変更がある場合															
申請内容に変更があった場合	①指定変更届出書 ②指定通知書(原本) ※氏名、連絡先、住所、主な勤務先の医療機関に変更があった場合はご提出ください。 ※「指定変更届出書」は、変更年月日と変更のある事項のみご記載ください。 ※主な勤務先が県外の医療機関となる際は、「辞退届」をご提出ください。(新しい勤務先の医療機関がある自治体へ、指定申請を行ってください。)															
辞退する場合	① 辞退届															

難病指定医の指定申請の際に必要な研修について

石川県では、「オンライン研修サービス」で対応しております。(随時受付)

受講を希望される場合は、石川県ホームページの「難病指定医・協力難病指定医オンライン研修利用届出フォーム」から、お申し込みください。

※石川県ホームページURL:<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenkou/nanbyo/nanbyositeii.html#shinsei>

厚生労働大臣が定める学会が認定する専門医について

難病指定医の申請に係る「厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格」は、次のとおりとなります。

(R6.6.17 改正)

認定機関	専門医の資格	認定機関	専門医の資格	
日本内科学会	総合内科専門医	日本リウマチ学会	リウマチ専門医	
日本小児科学会	小児科専門医	日本小児循環器学会	小児循環器専門医	
日本皮膚科学会	皮膚科専門医	日本小児神経学会	小児神経専門医	
日本精神神経学会	精神科専門医	日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医	
日本外科学会	外科専門医	日本周産期・新生児医学会	新生児専門医	
日本整形外科学会	整形外科専門医		母体・胎児専門医	
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医	日本婦人科腫瘍学会	婦人科腫瘍専門医	
日本眼科学会	眼科専門医	日本生殖医学会	生殖医療専門医	
日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会	耳鼻咽喉科専門医	日本頭頸部外科学会	頭頸部がん専門医	
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医	日本放射線腫瘍学会	放射線治療専門医	
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医	日本医学放射線学会	脳神経外科専門医	
日本医学放射線学会	放射線科専門医	日本医学放射線学会	放射線診断専門医	
日本麻酔科学会	麻酔科専門医	日本手外科学会	手外科専門医	
日本病理学会	病理専門医	日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医	
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医	日本脊椎脊髄病学会	臨床検査専門医	
日本救急医学会	救急科専門医	日本集中治療医学会	集中治療専門医	
日本形成外科学会	形成外科専門医	日本消化器内視鏡学会	消化器内視鏡専門医	
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医	日本専門医機構	内科専門医	
日本消化器病学会	消化器病専門医		小児科専門医	
日本循環器学会	循環器専門医		皮膚科専門医	
日本呼吸器学会	呼吸器専門医		精神科専門医	
日本血液学会	血液専門医		外科専門医	
日本内分泌学会	内分泌代謝科(内科・小児科・産婦人科・泌尿器科・脳神経外科)専門医		整形外科専門医	
日本糖尿病学会	糖尿病専門医		産婦人科専門医	
日本腎臓学会	腎臓専門医		眼科専門医	
日本肝臓学会	肝臓専門医		耳鼻咽喉科専門医	
日本アレルギー学会	アレルギー専門医		泌尿器科専門医	
日本感染症学会	感染症専門医		脳神経外科専門医	
日本老年医学会	老年科専門医		放射線科専門医	
日本神経学会	神経内科専門医		麻酔科専門医	
日本消化器外科学会	消化器外科専門医		病理専門医	
日本胸部外科学会	呼吸器外科専門医		臨床検査専門医	
日本呼吸器外科学会			救急科専門医	
日本胸部外科学会	心臓血管外科専門医		形成外科専門医	
日本心臓血管外科学会			リハビリテーション科専門医	
日本血管外科学会			総合診療専門医	
日本小児外科学会	小児外科専門医			